

共済掛金算定の考え方

- 従来の掛金率には、被害率の急激な変動に備えて安全率を付加しているが、結果的には無事戻しの財源化している面がある。
- 無事戻しの場合、共済掛金は変わらないため、国庫負担（共済掛金の1/2を負担）は軽減されない。
そこで、共済掛金の引下げにより、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図ることとする。
- 安全率については原則付加しないこととし、また、共済団体の保有する積立金の水準は、団体ごとに様々であることから、それぞれの積立水準に応じて引下げを行うこととする。

共済団体分の共済掛金の引下げ措置（案）

積立金の水準	引下げ幅
法定準拠水準の2倍以上	1/2カット
法定準拠水準の1.5～2倍	1/3カット
法定準拠水準の1.25～1.5倍	1/5カット
法定準拠水準の1.25倍未満	カットは行わない

（注1）「法定準拠水準」とは、農作物共済の「法定水準」に準じて、安定的な共済金の支払を見込める積立金の水準として設定したものである。

（注2）法定準拠水準を割り込んでいる場合は、安全率を付加する。